

○国土交通省告示第八百四十一号

不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）第三条第二項及び不動産の鑑定

評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）第二十一条第五項の規定に基づき、国土交通省不動産鑑定業者登録簿及び不動産鑑定士名簿閲覧規則を次のように定める。

令和二年九月四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通省不動産鑑定業者登録簿及び不動産鑑定士名簿閲覧規則

第一条 国土交通省不動産鑑定業者登録簿閲覧所及び不動産鑑定士名簿閲覧所（以下「閲覧所」と総称する。）における不動産鑑定業者登録簿その他の書類及び不動産鑑定士名簿に記載された事項の一部（以下「登録簿等」と総称する。）の閲覧は、この規則の定めるところによる。

第二条 登録簿等の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

第三条 閲覧所の定期休日は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

第四条登録簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設定、又は閲覧時間の短縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

第五条 登録簿等の閲覧は、無料とする。

第六条 登録簿等を閲覧しようとする者は、備付けの閲覧簿に閲覧しようとする登録簿等の件名、閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年令その他必要な事項を記入しなければならぬ。

第七条 登録簿等は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

第八条 係員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和二年九月十日から施行する。

（告示の廃止）

2 国土交通省不動産鑑定業者登録簿閲覧規則を定める等の告示（平成十二年十二月二十五日国土庁告示第六号）は、廃止する。